

黒石市介護予防： 日常生活支援総合事業 事業者説明会

平成29年1月16日（月）

午前10時・午後2時

黒石市産業会館4F 大会議室

黒石市地域包括支援センター

1	総合事業の概要	1
1-1	総合事業の創設	1
1-2	地域支援事業の概要図	1
1-3	総合事業の体系図	2
2	黒石市が実施する事業	2
2-1	介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス	3
2-1-1	サービスの基準	3
2-1-2	単価	3
2-1-3	利用者負担	4
2-1-4	利用限度額	4
2-2	短期集中型通所サービス	5
2-2-1	事業の実施方法	5
2-2-2	利用料等	5
3	事業の対象者	6
3-1	事業の対象者	6
3-2	総合事業への移行時期	6
3-3	基本チェックリスト	6
4	利用手続き	7
4-1	総合事業の利用手続き	7
4-2	介護予防ケアマネジメント	7
4-2-1	概要	7
4-2-2	類型	8
4-2-3	委託料	8
5	事業者の指定	9
5-1	みなし指定事業者	9
5-2	みなし指定事業者以外の事業者	9
5-3	指定有効期間の短縮	9
5-4	定款変更	10
5-4-1	介護予防訪問・通所介護相当サービスを実施する場合	10
5-4-2	介護予防ケアマネジメントを受託して実施する場合	10
5-5	運営規定	11
6	利用者との契約	11
6-1	契約書	11
6-2	重要事項説明書	11

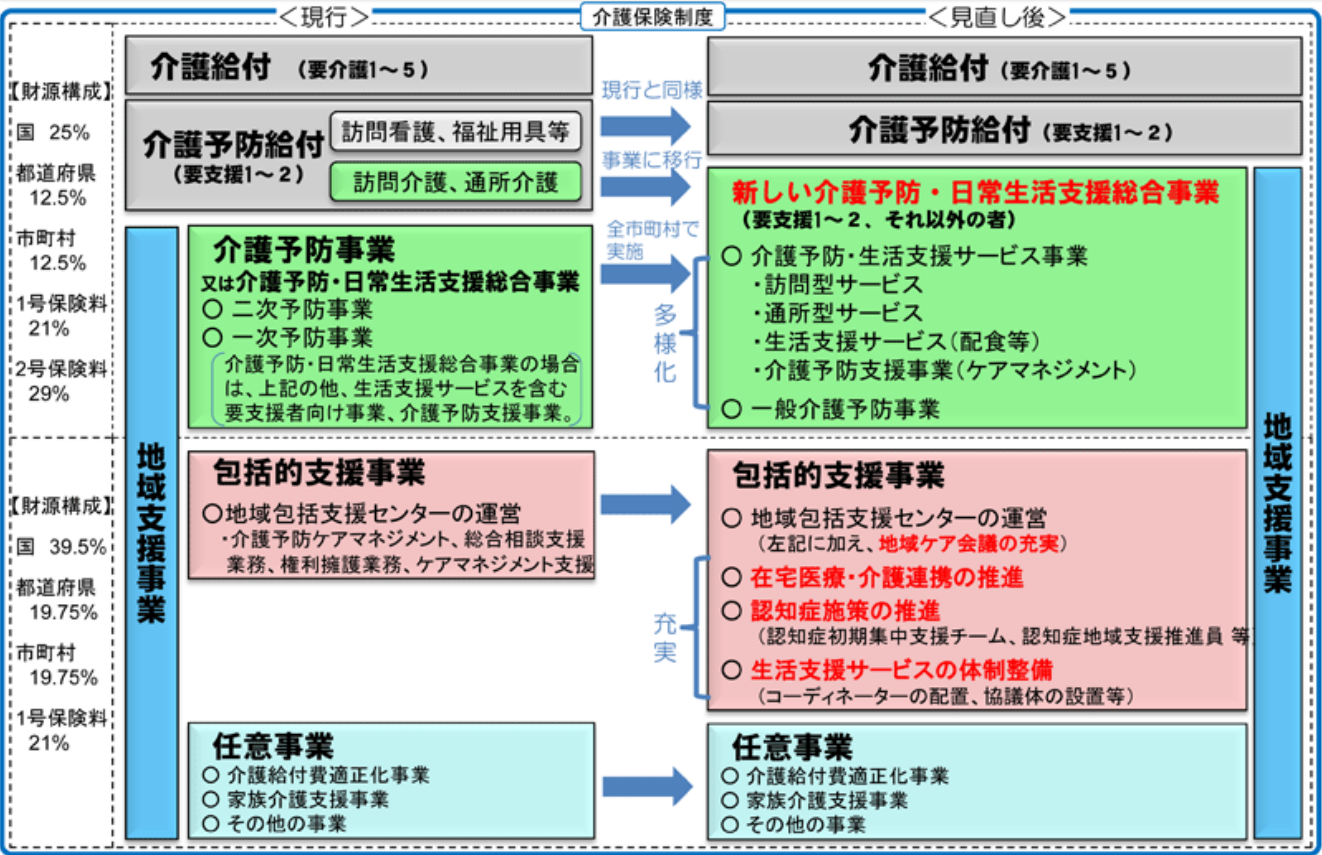
1 総合事業の概要

1-1 総合事業の創設

平成27年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が改変され、地域の実情に応じて民間企業、協同組合、NPO法人、地域の団体、ボランティア等が参画し、多様なサービスを充実させていくことにより地域の支え合い体制を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目的とする「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）が創設されました。

総合事業には、従来の二次予防事業、一次予防事業、予防給付のうちの介護予防訪問介護、介護予防通所介護が移行するほか、多様なサービス提供主体を活用した緩和された基準のサービス等で構成されています。

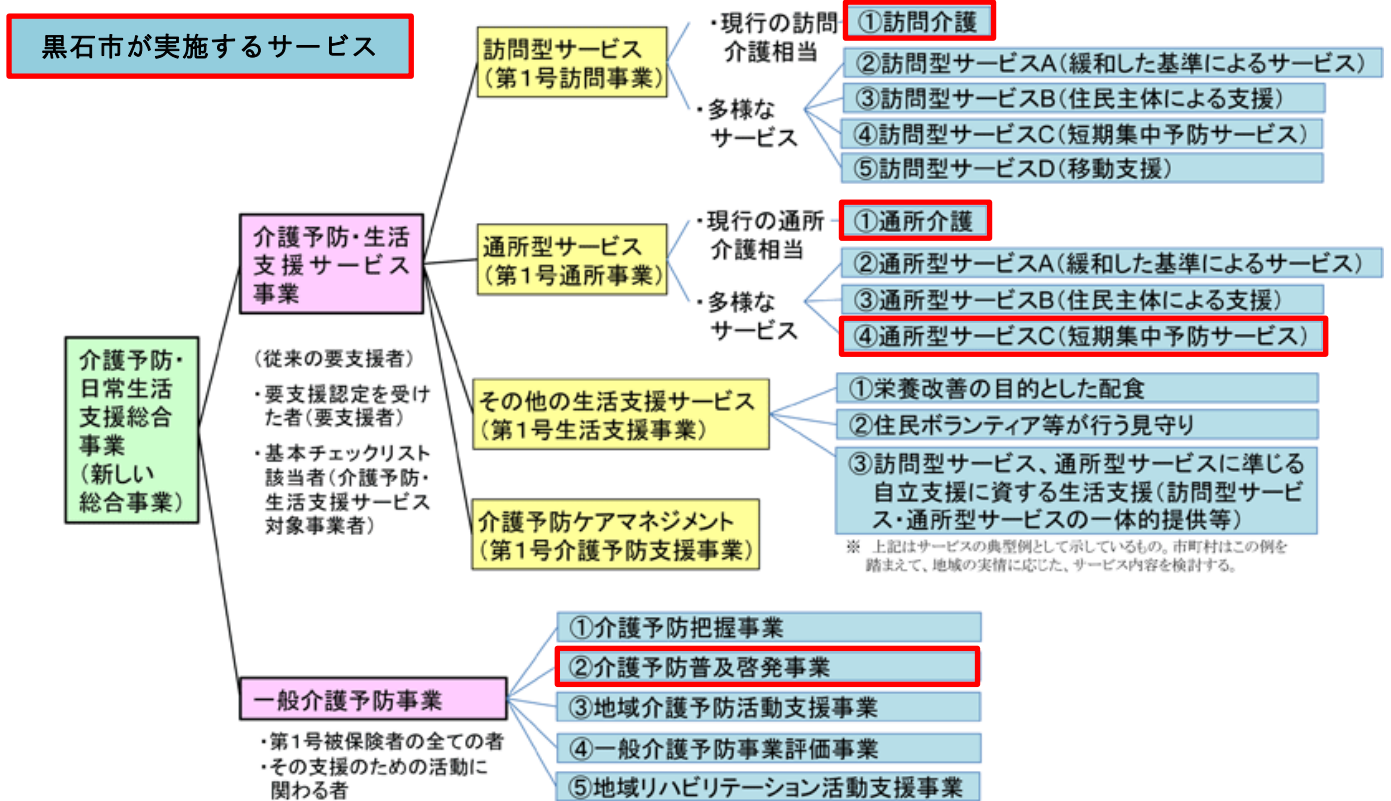
1-2 地域支援事業の概要図



の事業が総合事業となります。

1-3 総合事業の体系図

黒石市は、平成29年4月に総合事業に移行します。



2 黒石市が実施する事業

☆訪問サービス

		介護予防訪問介護相当サービス
1	利用時期	認定期間満了日の翌日から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助
4	サービス提供者	黒石市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
5	サービスの基準	介護予防訪問介護と同様
6	単価	介護予防訪問介護と同様
7	サービスコード	新たなコード (A1又はA2)
8	給付制限	あり (サービスコードA3)
9	利用者負担	予防給付の利用者負担と同様
10	事業者へ支払方法	国保連経由で審査・支払

☆通所サービス

		介護予防通所介護相当サービス	短期集中型通所サービス
1	利用時期	認定期間満了日の翌日から	随時
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA	
3	サービス内容	通所介護事業者の 従事者によるサービス	市委託事業者による・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上
4	サービス提供者	黒石市介護予防・ 日常生活支援総合事業指定事業者	市が委託する柔道整復師会、 歯科衛生士会
5	サービスの基準	介護予防通所介護と同様	市の実施要綱による
6	単価	介護予防通所介護と同様	市が定める委託単価
7	サービスコード	新たなコード（A5又はA6）	なし
8	給付制限	あり（サービスコードA7）	なし
9	利用者負担	予防給付の利用者負担と同様	なし
10	事業者へ支払方法	国保連経由で審査・支払	委託事業者に直接支払

2-1 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

2-1-1 サービスの基準

人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様の基準とします。

また、同一の事業所において要支援者等と要介護者に一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

※実施要綱第9条第1項及び第2項

2-1-2 単価

回数に関係なく1月ごとの単位が定められている包括単位を基本とします。

また、加算・減算については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様です。

なお、1単位当たりの単価は、本市の地域区分単価によるため、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスともに10円となります。

※実施要綱第4条別表

国保連合会に請求する手続きに変更はありませんが、サービスコードが変更になります。移行期間中は、予防給付の利用者と総合事業の利用者が混在します。

サービスコードは、後日、市のホームページに掲載します。

介護予防訪問介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対 象	回 数 等	算定単位
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	1月につき・週1回程度の 訪問	1,168 単位
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援1・2	1月につき・週2回程度の 訪問	2,335 単位
訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者 要支援2	1月につき・週2回を超える 程度の訪問	3,704 単位

介護予防通所介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対 象	回 数 等	算定単位
通所型サービス費（1）	事業対象者 要支援1	1月につき	1,647 単位
通所型サービス費（2）	事業対象者 要支援2	1月につき	3,377 単位

2-1-3 利用者負担

- ① 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの利用者負担割合は、介護給付と同様（原則1割、一定所得以上者は2割）とします。

※実施要綱第5条第1項及び第2項

- ② 介護給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施します。

※実施要綱第7条

- ③ 介護保険料を滞納している方が介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスを利用した時は、介護給付のサービスを利用した時と同様の支給の制限等があります。

※実施要綱第8条

2-1-4 利用限度額

予防給付と同様に、給付管理を行います。要支援認定を受けている方が予防給付と総合事業の両方を利用している場合には、予防給付の利用限度額の範囲内で一体的に給付管理を行います。

要支援1・事業対象者	5,003 単位
要支援2・事業対象者（市長が特に認めた場合）	10,473 単位

2-2 短期集中型通所サービス

本市では、第1号通所事業の多様なサービスとして、3～6か月の短期間で保健・医療の専門職が提供する生活機能の向上を目的とした短期集中型通所サービスを実施します。事業内容は、以下のとおりです。

事業名	事業の対象者	実施内容
運動器の機能向上	運動器の機能が低下している又はおそれのある方	理学療法士、柔道整復師等が、運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、簡易な器具を用いた運動等を実施します。
栄養改善	低栄養状態にある又はそのおそれのある方	管理栄養士等が、低栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施します。
口腔機能向上	口腔機能が低下している又はそのおそれのある方	歯科医師、歯科衛生士等が、口腔機能の向上に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施します。

2-2-1 事業の実施方法

運動器の機能向上事業は、南黒地区柔道整復師会に実施を委託し、事業はそれぞれの柔道整復師の施術所で個別に行います。

口腔機能向上事業は、青森県歯科衛生士会弘前支部に実施を委託し、地区の公民館等で行います。その際、初回と終了時に歯科医師が評価を行います。

栄養改善事業は、口腔機能向上事業を実施する際に、市の管理栄養士等が栄養指導を行います。

2-2-2 利用料等

短期集中型通所サービスの利用者負担はありません。ただし、原材料費その他の事業の実施に要した原材料費等が発生した場合は、利用者負担となります。

3 事業の対象者

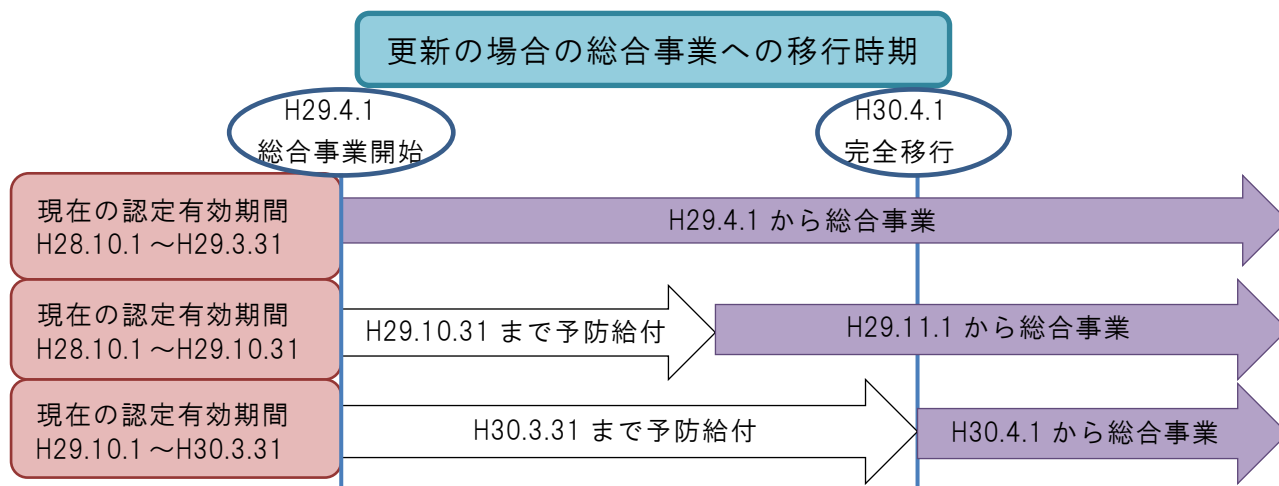
3-1 事業の対象者

- ① 平成29年4月以降に新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者)
- ② 平成29年4月以降に基本チェックリストで事業対象者に該当した方

3-2 総合事業への移行時期

平成29年4月以前に要支援認定を受けている方は、現在の認定期間満了日まで従前の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）としてサービスを利用します。現在の認定期間満了後の認定更新、区分変更の日又は基本チェックリストで事業対象者に該当となった日から順次総合事業の利用へ移行します。

要支援認定の有効期間は、現在、最長1年間なので、平成29年4月から、平成30年3月までの1年間で総合事業に完全移行することになります。



3-3 基本チェックリスト

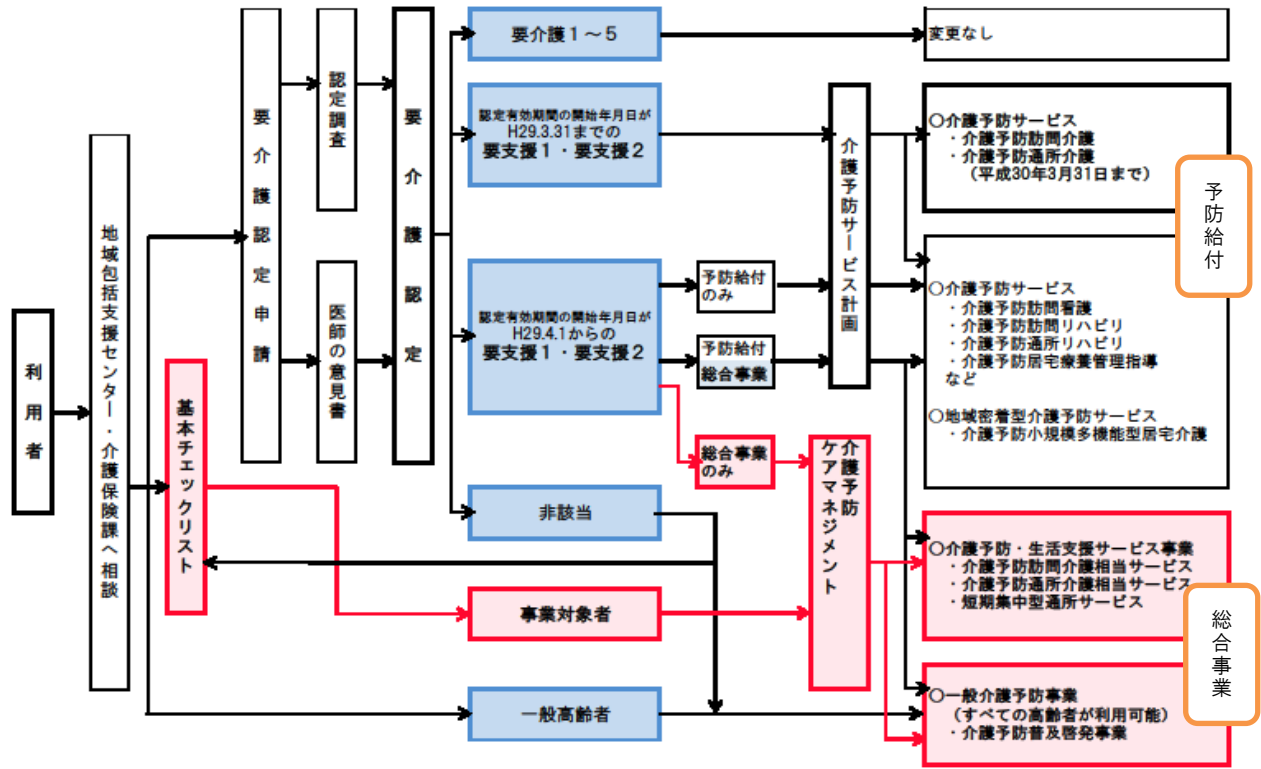
総合事業のみの利用は、基本チェックリストで事業対象者と判定を受けることで可能です。基本チェックリストは、原則、被保険者本人が市町村窓口に出向いて行いますが、本人が来所できない場合は、電話や家族の来所による相談に基づき聞き取ったり、居宅介護支援事業者等からの代行提出も可能です。

基本チェックリストに有効期間は定められていませんが、一定期間サービスの利用がなく、改めてサービスの利用の希望があった場合は再度実施します。総合事業のみの利用者が要支援認定を申請することを妨げることはありません。また、総合事業のほかに、介護予防給付である介護予防通所リハや福祉用具のレンタルを利用する場合は要支援認定が必要です。

2号被保険者が総合事業を利用しようとする場合は、要支援認定が必要です。

4 利用手続き

4-1 総合事業の利用手続き



4-2 介護予防ケアマネジメント

4-2-1 概要

地域包括支援センターや委託を受けた居宅介護支援事業者が、要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるように支援するものです。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるよう「心身機能の維持、改善」、「活動の継続」、「社会参加の促進」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要です。

利用するサービス	ケアプランの区分
「予防給付」又は「予防給付+総合事業」	介護予防サービス計画
「総合事業」「一般介護予防事業」	介護予防ケアマネジメント

4-2-2 類型

本市では、介護予防ケアマネジメントについて、国が示している類型に基づき次のように実施します。

○ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）	
利用するサービス	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス 短期集中型通所サービス
内 容	<p>現行の予防給付に対する介護予防支援と同様に、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。</p> <p>利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3か月に1回行い、利用者の状況に応じてサービスの変更を行うことが可能な体制を整えておきます。</p>
○ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）	
利用するサービス	一般介護予防事業等
内 容	<p>アセスメントの結果、一般介護予防事業等のみの利用となった場合実施します。</p> <p>目標設定、利用サービスの選定を利用者と相談しながら実施し、その内容をケアマネジメント結果として作成し、利用者と共有します。ケアプランは作成せず、その後のモニタリングも行いません。</p>

4-2-3 委託料

介護予防ケアマネジメントは、原則として地域包括支援センターが実施することとされていますが、本市では、介護予防支援と同様に一部を居宅介護支援事業所に委託して実施します。委託料の算定については、以下のとおりです。

類 型	区 分	委託料	開始月	2か月目	3か月目
ケアマネジメントA	ケアマネジメント費	4,085円	○	○	○
	初回加算	3,000円	○	×	×
ケアマネジメントC	ケアマネジメント費	4,085円	○	×	×
	初回加算	3,000円	○	×	×

5 事業者の指定

5-1 みなし指定事業者

総合事業への移行にあたり、平成27年3月31日現在の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定事業者は、平成27年4月1日より総合事業のみなし指定事業者となりました。

その有効期間は平成30年3月31日までとなっているので、その後も事業の継続を希望する場合は、市から指定の更新を受ける必要があります。平成30年1月31日までに申請書を提出してください。

みなし指定の効力は全市町村に及んでいますが、市による更新指定の効力は市内に限られますので、黒石市民以外の市町村の利用者がいる場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。

※事業者の指定に関する規則第2条

5-2 みなし指定事業者以外の事業者

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業者が総合事業の介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの実施を希望する場合は、市の事業者の指定を受ける必要があります。平成29年2月15日までに申請書を提出してください。申請書および添付書類の様式については、後日、市のホームページに掲載します。

市による指定の効力は市内に限られますので、黒石市民以外の市町村の利用者がいる場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。詳しくは、当該市町村担当課にお尋ねください。

※事業者の指定に関する規則第3条

5-3 指定有効期間の短縮

指定の有効期間は6年間です。ただし、介護予防訪問介護相当サービスと既に県からの指定を受けている介護給付の訪問介護、介護予防通所介護相当サービスと既に県から指定を受けている介護給付の通所介護又は市からの指定を受けている地域密着型通所介護と一体的に運営している場合には、指定有効期間を短縮し、指定済みサービスと同時に指定更新手続きを行うことができます。

※事業者の指定に関する規則第2条第2項

- ・メリット 更新手続きの回数を削減できる。
- ・デメリット 有効期間満了前に更新手続きを行うため、有効期間が短くなる。

5-4 定款変更

総合事業を実施する際に法人の定款変更が必要な場合があります。
今回の定款変更に関しては、変更届の提出は必要ありません。

5-4-1 介護予防訪問・通所介護相当サービスを実施する場合

- ☆ 現行の定款の事業の目的が
「介護保険法に基づく介護予防訪問介護」
「介護保険法に基づく介護予防通所介護」等と記載されている場合
【変更例】
「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」等と変更してください。
- ☆ みなし指定を受けている事業者は、有効期間が満了する平成30年3月31日まで
変更の必要はありません。その後、事業を継続し市の指定を受けるまでに必要な手続
きをとってください。
新規に指定を受ける事業者は、事業開始までに変更の手続きをしてください。指定
申請書に添付する定款について、変更が間に合わない場合は、確約書を添付してくだ
さい。
- ☆ 平成30年3月31日までは、予防給付と総合事業が混在しますので、両方の事業
の記載が必要です。
- ☆ 社会福祉法人が第二種社会福祉事業として、「老人居宅介護等事業」及び「老人デイ
サービス事業の経営」と記載がある場合は、それぞれ介護予防訪問介護相当サービス、
介護予防通所介護相当サービスが含まれますので、定款の変更は必要ありません。
※所轄官庁に確認してください。

5-4-2 介護予防ケアマネジメントを受託して実施する場合

- ☆ 介護予防支援の受託に引き続き、介護予防ケアマネジメントを受託して実施する場
合は、事業の開始までに、事業の目的に「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事
業」等を加えてください。
- ☆ 社会福祉法人が、介護予防ケアマネジメントを特別養護老人ホーム等の社会福祉事
業の用に供する施設の経営に付随して行う場合は、公益事業として記載しなくても差
し支えありません。
- ☆ 医療法人、社会福祉法人は、所轄官庁に確認してください。

5-5 運営規定

総合事業を実施するにあたっては、提供する事業の種類が予防給付から変更になるため、事業所の運営規定を変更する必要があります。

事業の名称については、提供するサービスの具体的な内容が分かるような名称が適切であると考えます。

【具体例】

「第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」

「第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）」

6 利用者との契約、重要事項説明書

6-1 契約書

予防給付から総合事業に移行する際には、利用契約を締結する必要があります。

ただし、提供するサービスの内容、その他の契約の内容等について誤解が生じないようであれば、予防給付の利用契約書の事業名の読み替え規定等で対応することも可能です。

※ 実施する事業だけではなく、「介護予防サービス計画書」等に「介護予防ケアマネジメントによるケアプラン」等を忘れずに追加してください。

6-2 重要事項説明書

予防給付の運営基準と同様に、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

ただし、提供するサービスの内容、その他の契約の内容等について誤解が生じないようであれば、予防給付の利用契約書の事業名の読み替え規定等で対応することも可能です。